

## 砂利の採取計画等に関する規則(河川砂利採取)

### 1. 案内情報

- 手続名 : 砂利の採取計画に関する業務状況報告
- 手続根拠 : ・砂利の採取計画等に関する規則第9条第3項  
・砂利採取法第33条
- 手続対象者 : 砂利採取法第16条により採取計画の認可を受けた者(河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者)
- 提出時期 : 毎年4月末日
- 提出方法 : 砂利の採取計画等に関する規則第9条第3項に基づく様式六による業務状況報告書を作成し、当該河川区域等の存する地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局の事務所等を経由して、国土交通大臣に提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 砂利の採取計画等に関する規則第34条第3項に記載する部数(正本1通及び写し1通)
- 申請書様式 : 砂利の採取計画等に関する規則第9条第3項・様式第6による。
- 記載要領・記載例 : 申請書類の記載要領等については、提出先である各地方整備局等の事務所等にそれぞれお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

#### 問合せ先・相談窓口

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311 (内線 5349)
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171 (内線 3561)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151 (内線 3566)
北陸地方整備局河川部水政課	025-266-1171 (内線 3566)
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119 (内線 3581)
近畿地方整備局河川部水政課	06-6942-1141 (内線 3566)
中国地方整備局河川部水政課	082-221-9231 (内線 3566)
四国地方整備局河川部水政課	087-851-8061 (内線 3576)
九州地方整備局河川部水政課	092-471-6331 (内線 3566)

受付時間 提出先にお問い合わせ下さい。(提出先については、上記相談窓口までお問い合わせ下さい。)

### 3. 手続情報

#### 審査基準

標準处理基準  
不服申立方法